

# 大阪市立長吉小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和 6年4月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「規律ある学校生活をおくり、互いに学び合い、高めあうことができる子ども」の育成のために「大阪市立長吉小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 教職員間でも、学級でも、いじめの問題について日常的に触れるようにし、「いじめは人間として絶対に許されない」との共通理解を図る。
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の推進に計画的に取り組む。
- ③ 児童理解に努め、いじめが発見された場合は、正確な実態把握に努め、互いの児童に配慮しながら学校組織として適切な対応をする。

## 3. いじめの未然防止についての取り組み

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

- (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）
  - ① 一人一人を大切にした、わかりやすい授業づくりに努める。
  - ② 配慮を要する児童については、校内で共通理解する場を設け、教職員全員で支援できる体制を構築する。

- ③ 校内研修を充実させ、指導力の向上に努める。
  - ④ 児童自身が自分の感情をコントロールし、ストレスの対処ができるようにする。
- (2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）
- ① 委員会活動やクラブ活動、地域子ども会、児童集会等で、一人一人が活躍できる場を設定する。
  - ② 体験的な学習を通して、成就感や達成感を味わわせるようにする。
  - ③ 休み時間や放課後など児童との関わりや、クラスでの日記等を活用し、児童との関わりを深める。
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
- ① 児童の発達段階に応じて、いじめの構造を理解させるようにし、いじめを許さない学級集団を作る。
  - ② 児童の小さな変化も見逃さないように、教職員のいじめに対する意識を高める。
  - ③ 学校教育の様々な場面で、命の大切さを取り上げて学習する場を設ける。

#### 4. いじめの早期発見についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① アンケート調査を計画的に実施して、いじめの早期発見に努める。
- ② 保健室との連携を密にして、児童の小さな変化を見逃さないようにする。
- ③ 児童及び保護者が、教職員にいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に受け止め、傾聴を心掛ける。
- ② いじめに関する聞き取りは慎重に行い、事実確認を正確に行う。聞き取った内容は必ずメモに残し、管理職へ報告する。
- ③ 家庭・地域・関係諸機関と連携して解決にあたる。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

- |          |   |
|----------|---|
| ① 組織名    | いじめ対策委員会  |
| ② 構成メンバー | 校長・教頭・教務主任・生活指導部長・人権教育部長・<br>養護教諭・（該当学年、担任）   |
| ③ 活動内容   | 定期的に児童の様子等を交流し、問題点があるか確認する。<br>校内研修の計画立案をする。  |
| ④ 役割     | <ul style="list-style-type: none"><li>・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。</li><li>・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。</li><li>・いじめの疑いに関する情報があった場合には緊急会議（メンバー：校長・教頭・教務主任・生活指導部長・人権教育部長・養護教諭・当該学年、担任）を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。</li></ul> |

## 【年間計画】

### 【調査等】

① 児童対象いじめアンケート調査 年10回（毎月）

② 教育相談を通じて学級担任による児童生徒からの聞き取り調査  
年2回（7月・12月）

### 【研修会】

・児童理解交流会（5月・2月）

## (2) 保護者や地域・関連機関との連携

① ホームページや学校便りなどで積極的に情報を発信し、啓発する。

② 学校協議会での提案を通して、協力体制づくりに努める。

③ 必要に応じて、関係諸機関との連携を図る。

## (3) 取組内容の検証

①学校アンケートで、項目別に評価する。

## 7. 重大事案への対処

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

○正確な事実把握に基づき、指導・支援体制を組む。

○いじめられた児童の安全を確保する。

○いじめた児童が自らの行為の責任を自覚できるように指導する。

○必要に応じては所轄の警察署と連携して対応する。

○いじめの背景に目を向け、解決できるよう支援する。

## ※ いじめ発見の際の流れ

訴え・相談  
気づき

学級担任等による聞き  
取り

管理職・学年主任・生活指導部長等  
に報告

いじめ対策委員会で指  
導方針の決定

被害生徒への支援  
加害生徒への指導

被害生徒・加害生徒  
の保護者への連絡

学級・学年・部等  
での全体指導